新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた

一時滞在施設の運営および一斉帰宅抑制時の配慮について

(暫定版)

2020.11.19

東京大学　准教授　廣井　悠

SOMPOリスクマネジメント株式会社

もくじ

[1. 概要及び前提 1](#_Toc46948727)

[2. 不特定多数を受け入れる一時滞在施設の運営について 3](#_Toc46948728)

[3. 事業所内滞留対応について(自社従業員等の自社事業所での滞留について) 6](#_Toc46948729)

1. 概要および前提

　・本文書は，帰宅困難者対策を専門としている東京大学准教授・廣井悠とSOMPOリスクマネジメント株式会社が，民間事業者がコロナ禍の中で一時滞在施設を開設する場合，ならびに一斉帰宅抑制のための事業所内待機する場合を想定したマニュアルです．本文書は2020年11月時点での暫定版であり，今後の新型コロナ禍の感染状況等で変更・修正を行う可能性も十分にありますが，本文書をきっかけに，わが国の大都市部で一時滞在施設運営に関する活発な議論が行われ，より充実した内容にブラッシュアップにつながることを期待し，暫定版ながら公開をするものです．

　・一般に帰宅困難者の一時滞在施設への受け入れは，災害で交通手段が失われ，帰ることの出来ない買い物客などを受け入れるセーフティネットとして，あるいは大都市部における歩道での過密空間の発生および（送迎需要の増加に伴う）車道での道路渋滞を避けようとする目的で行われるものと考えられます．このため，新型コロナ禍における避難所での受け入れとは異なり，感染状況が極めて深刻化し，医療崩壊の危険性も多く，大都市部において通勤者が激減する状況下では，感染リスクがそれなりにあると考えられる，帰宅困難者の一時滞在施設での受け入れをするかどうかは議論の余地があります．本マニュアルは，このような2020年4月のような状況での受け入れを想定したものではありません．

・このため本マニュアルで想定している状況は，新型コロナ感染者が一定程度発生していながらも，帰宅困難者の一時滞在施設の受け入れが事業所などに求められる状況を想定したものとなる点にご注意ください．

　・本マニュアルを参考とし，事業所ごとに新型コロナ対策を踏まえた安全・安心な帰宅困難者の受け入れがなされる事を希望します．ここでは，新型コロナウイルス蔓延以前に帰宅困難者の受け入れマニュアルを既に整備されている事業者が，本マニュアルを見てお使いのマニュアルに肉付けしやすくなるようなつくりとなっています．

　・なおコロナウイルス蔓延時の一時滞在施設の開設に当たっては、消毒液やマスク等の消耗品だけでなく、パーテションやフェイスシールド等、感染対策を考慮した運営資機材が必要であり、これらの購入コストの負担軽減のため，公的支援の提供が望まれます．また，同様に一事業所に過度な負担がないよう，自治体や協議会を中心とする既存の連携の枠組みのなかで，必要資機材を融通しあえるよう準備しておくことも推奨されます．

1. 不特定多数を受け入れる一時滞在施設の運営について

一般的な一時滞在施設の施設開設・運営のフローは，下図のようになります．ここで新型コロナウイルス対応として特に留意しなければいけない点を図の右にまとめました．以降では，それぞれの留意点について詳しく解説していきます．

【施設開設・運営のフロー】

（1）施設の安全確認と受け入れ人数の想定

* 安全確認については，基本的には新型コロナ対策前と変わらないものと考えられます．感染症を考慮しない場合の対応と比較して，施設の利用範囲が変更になる場合には，安全確認の範囲も変更となる点に留意すること．あるいは施設の安全確認をする人員が（リモートワークなどで）従来よりも減ってしまう可能性があることに注意してください．
* 他方で施設の受け入れ人数については，換気や最大収容人数のような制約もありますが，帰宅困難者が滞在するためのスペースに対する数値としては**約2.6m2に1人の割合注1~4.0m2に1人の割合注2**で受け入れ可能な人数が一通りの目安になるのではと考えます．なお必要面積としては，この他に通路，情報提供スペース，備蓄品配布スペース，その他施設運営者が使用するスペース等が必要になるため，施設全体の面積に対する1人あたりの面積はここに示した数値よりも大きく見積もる必要があります．これは帰宅困難者を受け入れ予定のスペースの形状や受け入れの考え方等によって異なると考えられますので、平常時から図上演習(KUG等)を通じてシミュレーションを行い検討しておくことが望ましいです．

1. 最低限のソーシャルディスタンスをとるため、半径1mの円を1辺が

1mの正6角形で近似した場合の1人あたりの面積（右図）。

ただし移動が容易ではないなどの欠点もあります．

1. 縦横2mの正方形の中心に人がいることを想定した場合の1人あたりの面積(都立施設につ

いては、下記のような受け入れ予定人数の検討例が留意事項として例示されている)

（通常）500 ㎡ ÷3.3 ㎡ ×2 人 ≒ 300 人

→（制限）500 ㎡ ÷ 4 ㎡(2m の距離を確保) ≒ 120 人程度

* 距離については，ガムテープ等，準備されているものを活用してマーク（目印）をつけます．
* 天候等や周囲の状況を踏まえて，屋外に滞在可能な場合には屋外も活用するとよいでしょう．反対に，雨天時の受け入れ人数想定なども計画しておくと良いでしょう．
* 受け入れ希望者が施設の受け入れ人数より多い場合，疑症状者や要配慮者などを優先するかどうかは事前に話し合っておいたほうが良いでしょう．
* 運営スタッフが不特定多数の人と接触する機会を，少しでも減らすことができるよう，また，少ない人数で運営できるよう，従来のマニュアルで定めていた受け入れ時の支援内容を，可能な範囲で限定・省略することも検討に値します（サービスレベルを意図的に低下させる）．

（2）運営要因の参集

* 運営要員の参集については特に新型コロナ対策以前と変わらないと考えられます．ただ，余裕がある場合は衛生管理要員(清掃等)を充実させる必要があります．

（3）帰宅困難者の受け入れ準備

【ゾーニングや受け入れ動線の考え方】

* ゾーニングや受け入れ動線の考え方としては，原則として屋外の活用や十分な換気への配慮をしつつ，十分なスペースが確保できるような留意が必要と考えられます．
* 新型コロナ等の感染症を疑われる症状のある帰宅困難者（以下，「疑症状者」）については，疑症状者スペースを設けて受け入れます．疑症状者スペースは会議室等の壁で仕切られた場所が望ましいですが，そのような場所がない場合には，パーテション等で区切りスペースを確保するとよいでしょう．疑症状者と非疑症状者が使用するトイレについても分けると良いと思われます．
* 受け入れ時また受け入れ後の動線についても疑症状者と非疑症状者の動線を分けるとよいでしょう．
* 疑症状者と（リスクの高い）要配慮者の動線の重なりやスペースの近接には特に気をつけましょう．
* 情報提供スペースや物資提供スペース等についても疑症状者と非疑症状者を分けましょう．
* ソーシャルディスタンス確保のため，滞在スペースに目印の印をつけましょう．

【エレベータの利用】

* エレベータの安全確認結果を入手して，帰宅困難者の受け入れ時の利用可否を明確にしましょう．エレベータが利用可能な場合については，感染拡大を防止するため，ボタン等の直接指で触れる可能性の高い場所の消毒を定期的に行います．
* エレベータ内は密になりやすいので，1回の乗車人数の調整・管理を行うとともに，疑症状者と非疑症状者が同乗しないように配慮しましょう．

【新型コロナ対策を踏まえた受け入れ方法】

* 受け入れの流れについては様式集・様式5を参照してください．
* 帰宅困難者の受け入れにあたっては，様式集・様式7の受け入れ承諾書を用いて体調確認を行うとよいでしょう．なおその際は検温の実施が望ましく，非接触型の体温計があるとよいでしょう．
* 受付は密を避けるために，より広めのスペースがよさそうです．また体調不良などあらかじめ疑症状者であることが明確な受け入れ希望者などはあらかじめ専用の受付を設けるとよいでしょう．

【上記の対応に伴う準備物】

* ゾーニングや受け入れ動線確保のための資機材（印をつけるための養生テープ等も準備）．
* 受け入れ時の帳票．

（4）施設での受け入れ開始

【体調確認】

* 帰宅困難者の受け入れにあたっては，様式集・様式7の受け入れ承諾書を用いて体調確認を行いましょう．なおその際は検温の実施が望ましく，非接触型の体温計があるとよいでしょう(再掲)．
* 無症状の感染者もいることを想定し，3密をさけむやみに移動しない，大声で話さない等に心がけましょう．

【受け入れ条件】

* 受け入れにあたっては，施設内で新型コロナに罹患する可能性があることを様式集・様式6-1のような形で受け入れ希望者に承諾頂きましょう．
* 症状が出た場合の応急対応については，施設運営者は十分な対応が期待できない旨も様式集・様式6-1のように，受け入れ条件に明記しておきましょう（基本的にはできない、努力はするという言い方が良いでしょう）
* 新型コロナ対策以前に記入を想定していた事項以外にも，様式集・様式6-1のように症状の有無等についての個人情報を行政に提供することについての了承を得るとよいでしょう(濃厚接触者の経路追跡のため)
* 新型コロナ等の感染症を疑われる症状のある帰宅困難者については，疑症状者スペースを設けて受け入れます．疑症状者スペースは会議室等の壁で仕切られた場所が望ましいですが，そのような場所がない場合には，パーテション等で区切りスペースを確保しましょう（再掲）
* 受け入れを希望する人に対しては，施設内に様式集・様式6-2などの注意事項を掲示するなど，3密をさけむやみに移動しない，大声で話さない等のみならず，マスクの着用，こまめな手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底に協力頂きましょう．
* 疑症状者に対応する担当者はマスクや手袋等を着用し，対応後には良く手を洗い感染防止につとめましょう．
* 可能であれば，検温の実施に協力頂きましょう．

疑症状者について（下記に当てはまる場合には疑症状者として扱う）

□ 風邪症状（頭痛・鼻水・寒気・くしゃみ・軽い咳）

□ 37.6℃以上の発熱

□ 激しい咳

□ だるさ・倦怠感

□ 息苦しさ・呼吸困難

□ 味覚・嗅覚の異常

【上記に伴う準備物】

* 体調チェックシート（受付時、受け入れ承諾書に追加した例として，(様式集・様式7)
* 掲示物（受け入れの流れ、ルール等，新型コロナウイルスと関係なく，外国人に分かり易い視覚的なものにする (様式集・様式5,6-2を参照）
* 多言語対応のための翻訳機
* 体温計（非接触タイプのものが望ましい）
* 予備のマスク，消毒液
* 受け入れ方法に準じた受付担当者の装備（フェイスシールド，使い捨てのビニール手袋）

（5）帰宅困難者への対応

【情報提供】

* 情報提供場所において密が発生しないように,掲示中心からアナウンスを中心とした情報提供としましょう．
* 掲示物を張り出す場合には，可能な限り疑症状者スペースと非疑症状者スペースに別々に掲示しましょう．

【物資提供】

* 感染拡大を防止するため，また施設開設の長期化に備えるため，物資提供については必要最低限な物資にとどめましょう．
* 運営者側が配布して歩くような配布方法はとらず，特定の場所から滞在者に持っていってもらう形式を推奨します．
* また，全員に一斉に配布するのではなく，ゾーニングしたブロックごとに分散して取りに来てもらうようにしましょう．
* 受け入れ票(様式集・様式8)の配布物チェック欄のチェックは受け入れ者が各自で行ってもらいましょう．多くもらう人が出てくる可能性はありますが，ある程度許容しましょう．

【衛生管理】

* まめな清掃と廃棄物の回収頻度を心がけます．衛生的な環境確保のため，まめに清掃を行いましょう．また，ごみの収集担当者はマスクや手袋を必ず着用しましょう．
* 集めたごみは大型のビニール袋等にいれて，従業員が触れないようにしましょう．
* ビル管理者が別にいる場合には，ビル管理者とごみの収集・運搬について協議し取り扱いを共有しましょう．
* トイレ・手を触れる場所などの定期消毒を定期的に行いましょう．例えば，手を触れる場所や直接素肌が触れる場所等については，定期的な清掃・消毒を心がけます．
* 上記実施の準備物としては，清掃資材(ゴミ袋、ガムテープ、消毒用のアルコール等)の数量を増やしておく，担当者の防護資材（マスク、手袋、フェイスシールド等）が必要です．

【傷病者への対応】

* 傷病者や体調不良者については，救護スペースにて対応しましょう．
* 特に疑症状者等について，一般の運営要員で対応の難しい重い症状がある者に対しては，無理に対応せず，原則として119番通報し救急隊が来るのを待ちましょう．
* 疑症状者に対応する担当者はマスクや手袋等を着用し，対応後には良く手を洗い感染防止につとめましょう．また，必要に応じて新型コロナコールセンターや相談窓口を活用して適切な指導を受けた上で対応しましょう．
* 傷病者対応の記録については，（滞在者の指定ゾーンとの突合ができるようにするために）様式集・様式10を使用して記録を残しましょう．また行政との連携をとり，（可能な範囲で）医療機関の情報提供をおこないましょう．

⇒微熱や軽い熱、咳などがでていて不安なとき

新型コロナコールセンタ　0570-550571

(対応時間)9：00-22：00(土、日、休日含む)

(対応内容)感染の予防に関することや、心配な書状が出た時の対応など

(対応言語)日本語、英語、中国語、韓国語

⇒強いだるさや息苦しさがあるとき

新型コロナ受信相談窓口(24時間対応)

平日(日中)：各保健所

平日(夜間)・土日祝：03-5320-4592

(「都立一時滞在施設における新型コロナウイルス感染症対策について」より)

【感染が発覚した場合に備えた，追跡のためのルールの周知】

* 受け入れ者については，基本的な居場所を決め，必要以上に移動を行わないことを依頼するとともに、基本的な居場所を受け入れ票に記録しましょう．
* 基本的な居場所を変更する場合には，運営者に申告するよう依頼しましょう．

【受け入れ者活用、地域内事業者連携】

* 受け入れ者活用については，極力人手が必要ないような運営に変更します．あえて協力を得る場合には，不特定多数と接触する可能性のある「配る」ではなく，可能性の低い「運ぶ」等の作業に留めましょう．
* 地域内事業者連携については，消毒液やパーテション等，感染対策に必要な資機材類を相互に融通できるよう，自治体との連携や，地域内の事業者同士の連携の枠組みを準備しておきましょう．
* プランAの場合には，各施設の受け入れ可能人数が減るので，近隣の一時滞在施設との連携を強化し，特定の施設に集中しないように連携することを推奨します．

【帰宅者管理】

* 新型コロナ対策としての大きな変更は不要と考えられますが，必要に応じて様式集・様式9を用いて入退管理を行うとよいでしょう．

（6）施設の運営状況の現地本部との共有

* 新型コロナ対策としての大きな変更は不要と考えられますが，疑症状者をどのように扱うべきか（保健所へ行くなど），事前に行政や協議会などとよく取り決めておく必要がありそうです．また，特定の施設に集中しないよう，地域内で連携すると良いでしょう．

（7）交通機関の再開状況の共有

* 新型コロナ対策としての大きな変更は不要と考えられます．

（8）閉鎖準備・閉鎖

* 閉鎖時に密が発生しないよう時間の余裕をもって閉鎖します．残存受け入れ者数に応じてゾーニング時のブロック別に閉鎖する配慮が必要です．
* 特に疑症状者スペースの閉鎖にあたっては，対応する担当者はマスクや手袋等を着用し，対応後には良く手を洗い感染防止につとめます．発生した廃棄物等はビニール袋に入れて密封して廃棄します．
* 閉鎖に伴って疑症状者をどのように扱うべきか，事前に行政や協議会などとよく取り決めておく必要がありそうです．

1. 事業所内滞留対応について(自社従業員等の自社事業所での滞留について)

（1）通常の感染予防策

* 厚労省チェックリストや各業界で策定されているガイドライン等を参考に感染予防につとめましょう．
  + - 1. 厚生労働省「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」 <https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000630736.pdf>
      2. 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」HP（業種ごとのガイドライン一覧を掲載）https://corona.go.jp/

（2）事業所内に長くとどまるための対応

* 新型コロナの蔓延状況により，鉄道の再開やインフラの復旧などが遅れることで，事業所内滞留期間が長引く可能性も考えられます．このため，平時に比べてより長く留まるための（あるいは閉鎖後の対応などの）配慮も必要となる場合があります．
* ただし，新型コロナウイルスへの感染を懸念し、滞留を希望しない従業員には，必要以上に滞留を強いることは避けたほうがよいでしょう．
* 疑傷病者の発生に備え，専用スペースを確保するとよいでしょう．その場合，会議室等壁等で囲まれた場所が望ましいですが，確保が難しい場合にはパーテション等で区切り専用スペースをつくるとよいでしょう．

【衛生管理】

* 従業員の体温を毎日測定することが望ましいため，非接触タイプの体温計を活用するとよいでしょう．
* まめな清掃と廃棄物の回収頻度を上げる対応が必要です．衛生的な環境確保のため、まめに清掃を行いましょう．また，ごみの収集担当者はマスクや手袋を必ず着用しましょう．集めたごみは大型のビニール袋等にいれて、従業員が触れないようにしましょう．テナントビル等に入居している場合には、ビル管理者とごみの収集・運搬について協議し取り扱いを共有しましょう．
* トイレ・手を触れる場所などの定期消毒が必要です．手を触れる場所や直接素肌が触れる場所等については、定期的な清掃・消毒を心がけましょう．
* 上記実施の準備物として，体温計(非接触型のもの)の準備・活用，清掃資材(ゴミ袋、ガムテープ、消毒用のアルコール等)の数量を増やしておく，担当者の防護資材（マスク、手袋、フェイスシールド等）があげられます．

【傷病者対応】

* 感染疑い者，感染者が出た場合の対応を事前に検討しておきましょう．感染が疑われる症状が出た場合は，疑症状者用のスペースに隔離しましょう．
* 一般の職員で対応の難しい重い症状がある者に対しては，無理に対応せず，原則として119番通報し救急隊が来るのを待ちましょう．なお，当人が自力で移動できるようであれば、医療機関への移動を促しましょう．
* 傷病者対応の記録については，滞在者の指定ゾーンとの突合ができるようにする目的で，様式集・様式2を使用して記録をとるとよいでしょう．
* 上記実施の準備物としては，担当者の防護資材（マスク，手袋，シールド，防護服（あれば）），専用スペース確保のためのパーテション，傷病者対応記録様式(様式集・様式2)などがあげられます．
* 疑症状者に対応する担当者はマスクや手袋等を着用し，対応後には良く手を洗い感染防止につとめましょう．また，必要に応じて新型コロナコールセンターや相談窓口を活用して適切な指導を受けた上で対応しましょう．

⇒微熱や軽い熱、咳などがでていて不安なとき

新型コロナコールセンター　0570-550571

(対応時間)9：00-22：00(土、日、休日含む)

(対応内容)感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など

(対応言語)日本語、英語、中国語、韓国語

⇒強いだるさや息苦しさがあるとき

新型コロナ受信相談窓口(24時間対応)

平日(日中)：各保健所

平日(夜間)・土日祝：03-5320-4592

(「都立一時滞在施設における新型コロナウイルス感染症対策について」より)

【従業員体調管理】

* 感事業所内の滞在者の体調管理については，滞在者は原則全員，毎日体調の記録をとり様式集・様式3に記入しましょう．
* 無症状の感染者もいることを想定し，3密をさけ，大声で話さない等をこころがけましょう．
* 後日，陽性者が発生した場合に濃厚接触者を特定できるよう，滞留場所をむやみに変えない（むやみに移動しない）ようこころがけましょう．

以上

※本マニュアルの作成にあたっては，内閣府（防災担当）ほか多くの方々に助言を頂きました．厚く御礼申し上げます．